

# 自家用有償旅客運送の運行管理制度の改正概要

## ▶改正ポイント

- ①道路交通法上の安全運転管理者の選任義務の対象から除外
- ②運行管理の責任者の業務拡充
- ③自家用有償旅客運送自動車を5両以上配置する事務所を「特定事務所」と定義

## ▶特定事務所における運行管理の責任者に追加された業務（R4.10.1施行）

### 道路運送法施行規則第51条の17第3項【運行管理の責任者の業務】

- ・施行規則第51条19の規定により自家用有償旅客運送自動車の運行に関する計画を作成すること。
- ・施行規則第51条の20の規定により、交代するための運転者を配置すること（下記参照）。
- ・特定事務所にあつては、施行規則第51条の21の規定による措置を講ずること（下記参照）。
- ・自家用有償旅客運送の運転者に対し、第51条の22第1項から第3項までの規定により確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるもの（下記参照）をいう。同項において同じ。）を常時有効に保持すること。

## ▶特定事務所において追加された義務（R4.9.7改正、☆の項目以外R4.10.1施行）

### 道路運送法施行規則第51条の18～22項【自家用有償旅客運送者の責務】

- ・自家用有償旅客運送者は、特定事務所の運行管理の責任者に、国土交通大臣が告示で定める講習を受けさせなければならない。（第51条の18）
  - ・最高速度違反、過積載、過労運転、道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為の防止その他安全な運転の確保に留意して、自家用有償旅客運送自動車の運行に関する計画を作成しなければならない。（第51条の19）
  - ・自家用有償旅客運送自動車の運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交代するための運転者を配置しておかななければならない。（第51条の20）
  - ・異常な気象、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生じるおそれがあるときは、自家用有償旅客運送自動車の運転者に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。（第51条の21）
  - ・乗務を終了した運転者に対して、酒気帯びの有無について確認し、運転者ごとに確認を行った旨を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。（第51条の22第2項）
- ☆アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、前項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行わなければならない。（51条の22第3項）※当該項目については、当分の間は適用しない。

## ▶運行管理の責任者が受講する一般講習について（R4.9.7告示、R4.10.1施行）

### 道路運送法施行規則第51条の18の運行管理の責任者の講習を定める告示

- ・特定事務所の運行管理の責任者に、選任した日の属する年度の翌々年度以後2年ごとに一般講習を受講させなければならない。
- ・令和4年3月31日までの間に選任された特定事務所の運行管理の責任者に、この告示の施行の日（R4.10.1）から令和6年3月31日までの間に一般講習を受講させなければならない。
- ・前項の規定により一般講習を受講した特定事務所の運行管理の責任者については、一般講習を受講した日の属する年度の翌々年度以後2年ごとに一般講習を受講させなければならない。
- ・令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に道路交通法に基づく安全運転管理者の講習を受講した者は、一般講習を受講した者とみなす。

## ▶アルコール検知器について（R4.9.7告示、R4.10.1施行）

### 自家用有償旅客運送者が安全な運転のための確認等において用いるアルコール検知器を定める告示

道路運送法施行規則第51条の17第3項第7号の告示で定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とする。